

#### 4 学校給食における食物アレルギー対応

平成26年度文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考とするために示された指針である。

##### (1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。  
そのためにも、安全性を最優先する。
- イ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ウ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- エ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- オ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- カ 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

##### (2) ヒヤリハット事例の収集・活用

危機管理対応におけるヒヤリハット事例の収集・活用は食物アレルギーだけでなく、食中毒、異物混入等学校給食での事故防止においても重要である。

###### ア ヒヤリハットとは

ヒヤリハットとは、災害には至らなかったものの、一歩間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりした経験を意味する。これに関しては、ハインリッヒの法則というものがあり、その中で、1つの重大な災害の背後には、29の軽微な災害があり、その背景には300のヒヤリハット事例があるとされている。

###### イ 事例の収集・分析

ヒヤリハット事例を各現場で共有することは、事故防止及び再発防止に大きく寄与することから、ヒヤリハット事例の収集は大切なことである。そのためには、報告することによって報告者が不利益を受けないようにし、報告されたヒヤリハット事例に対しては対策をたてる必要がある。対策の立案は個人への注意喚起ではなく、ヒヤリハットから背後要因を探索し、より具体化した実行性のある対策とする。

###### ウ 事例の活用

ヒヤリハット事例が多く集まると、未だ起こっていないヒヤリハットの発生を予測して事故以前のヒヤリハットを防止するにも役立つ可能性がある。学校給食における食物アレルギーヒヤリハット事例集（平成26年度愛知県作成）等の多くの事例を活用し、各学校・調理場の状況に応じた危機管理を行うことが大切である。

### (3) 緊急時の対応

食物アレルギーは学校で始めて発症することも珍しくなく、給食の時間や教室内だけで起きるとは限らない。運動に関連したアレルギーでも、運動そのものが原因となる運動誘発アナフィラキシーや、原因となる食物を摂取した後運動することで起きる食物依存性運動誘発アナフィラキシーがある。文部科学省と公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版・研修資料」を活用して、全ての教職員が食物アレルギーについての正しい知識をもつとともに、緊急時に対応できるように研修をし、いつでもだれもが対応できるようにしておくことが必要である。

#### ア 緊急性が高いアレルギーの症状

次の症状の1つでもあれば緊急性が高いアレルギー症状として対応する。(5分以内に判断)

全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状
<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強いせき込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーとする呼吸 (ぜん息発作と区別できない場合を含む)	<input type="checkbox"/> 我慢できない腹痛 <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける

#### イ 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① 救急車を要請(119番通報)
- ② ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用
- ③ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇生を行う・・・AEDの使用
- ④ その場で安静にして救急隊を待つ・・・立たせたり、歩かせたりしない

緊急時の対応ではチームワークが大切であり、学校内での役割分担については、どの教職員もその場に応じた役割が担えるようにしておくことが大切である。

### (4) エピペン使用時の報告

平成26年4月1日付け26教健第10号「エピペン使用時の報告について(通知)」に基づき、学校管理下においてエピペンを使用するに至った場合について報告することとしている。

報告書の様式は、平成22年3月30日付21教健第953号児童生徒の事故発生報告について(通知)による。

区分	報告書の名称	様式番号	掲載ページ
事故速報	児童生徒の事故速報	様式8	126ページ
事故報告	児童生徒の事故発生状況報告書	様式10	127ページ

別紙様式 8

## 児童・生徒の事故発生速報

健康学習課長 殿

平成 年 月 日 時 分現在

学校名	
校長名	

作成者 職・氏名			連絡先	— —	
児童生徒	ふりがな 氏名		性別		課程 学年
事故の種類			* 「交通事故」「〇〇からの転落事故」等把握している状況を具体的に記載。		
傷害等の程度			* 「〇〇による死亡」「〇〇による重傷」等把握している状況を具体的に記載。 * 「重傷」は1ヶ月以上の治療見込み。		
発生日時			学校管理 下・管理外 の別		
発生場所					
事故の内容					
発生後の対応					
その他 参考事項					

**【報告を要する事故の内容】**

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人が死亡またはそのおそれがある場合</li> <li>③ 本人が治療のため入院した場合</li> <li>⑤ 本人が自殺または自殺を企図した場合</li> <li>⑦ その他校長が報告を必要と判断した場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>② 相手に傷害を与えた場合</li> <li>④ 本人の完治までおよそ1ヶ月以上要する場合</li> <li>⑥ 事故が報道対象またはそのおそれがある場合</li> </ul> |
|---|---|

別紙様式10

## 児童生徒の事故発生状況報告書

健康学習課長 殿

平成 年 月 日

学校名	
校長名	
連絡先	— —

児童生徒	ふりがな 氏名		性別		課程 学年
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
事故の種類					
傷害等の程度					
発生日時				時間帯*	
発生場所					
事故の内容	<p>原因・状況等について記載し、必要に応じて、                  図面を別に添付する。</p> <p>※交通事故の場合は、本人及び相手の交通手段・過失状況についても具体的に記載する。</p>				
発生後の対応					
その他 参考事項					

\*「時間帯」…（教科名）授業中・放課中・部活動中・学校行事中・登下校中・登校前・下校後・休日等を記入する。